

# 平成 21 年度「大学評価」結果報告書

平成 22 年 3 月 12 日

財団法人 大学基準協会

## は じ め に

財団法人大学基準協会は、1947（昭和 22）年、当時の国・公・私立の 46 の 4 年制大学を発起校として、アメリカのアクレディテーション団体をモデルに設立された自立的な大学連合組織です。

本協会は、大学を対象とする「第三者評価機関」として、その半世紀を越える歴史の中で、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」ことを目的に掲げて、活動を展開しています。1951（昭和 26）年からは、本協会への加盟を希望する大学の正会員としての適格性を判定する「適格判定制度」を約 45 年間にわたり運用してきました。そして法令の改正により、各大学は自己点検・評価を行うことになりましたが、これを受けて本協会は、各大学が実施する自己点検・評価を基礎とする新たな評価制度（正会員になるための加盟判定と、正会員に対し定期的に実施する相互評価）を創設し、これを 1996（平成 8）年から実施してきました。

しかし、2002（平成 14）年の学校教育法改正に伴い、2004（平成 16）年度以降わが国の大学は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を 7 年以内の周期で受けることが義務づけられました（認証評価制度の導入）。それに伴って、本協会も 2004（平成 16）年に機関別認証評価機関としての認証を受け、2007（平成 19）年からは、非会員への大学評価にも対応すべく従来の上記 2 つの評価制度を「大学評価」に一本化しました。さらに本協会は、2006（平成 18）年には短期大学と法科大学院、2008（平成 20）年には経営系専門職大学院の各認証評価機関としての認証を受け、現在、「大学評価」と合わせて 4 種の認証評価事業を実施しています。

このように、長年にわたる評価活動の実績を有する本協会は、2010（平成 22）年 3 月の時点で、国・公・私立合わせて 324 大学の正会員に支えられる団体となりました。法的にも認証評価機関として位置づけられていますが、これまで同様、今後とも組織としての自立性を維持し、各大学の質的向上を支援する立場を堅持していきたいと考えています。引き続き、関係各方面の皆様のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

最後になりましたが、この場をお借りして、2009（平成 21）年度の評価事業にご協力を賜りました評価委員の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼申し上げます。

平成 22 年 3 月 12 日

財団法人 大 学 基 準 協 会  
会 長 納 谷 廣 美

## 目 次

はじめに

I	2009（平成 21）年度「大学評価」の結果について	1
①	大学基準協会の大学評価	3
②	2009（平成 21）年度 大学評価（認証評価）への申請大学	3
③	大学評価の組織体制	5
④	大学評価の経過	5
⑤	大学評価結果の概要	6
⑥	改善報告書、完成報告書について	9
⑦	2009（平成 21）年度 再評価大学	9
⑧	再評価の経過	9
⑨	再評価結果の概要	10
⑩	追評価について	10
⑪	大学基準協会の評価の充実に向けて	10
【資料 1】	大学評価組織体制図	13
【資料 2】	平成 21 年度大学評価関連委員会等名簿	
	平成 21 年度 大学評価委員会名簿	14
	平成 21 年度 大学評価委員会大学評価分科会名簿	15
	平成 21 年度 大学評価委員会全学評価分科会名簿	21
	平成 21 年度 大学評価委員会専門評価分科会名簿	23
	平成 21 年度 大学財務評価分科会名簿	30
	平成 21 年度 大学財務評価分科会国・公立大学部会名簿	30
	平成 21 年度 大学財務評価分科会私立大学部会名簿	31
	平成 21 年度 異議申立審査会名簿	32
II	各申請大学に対する評価結果	33
1	大学評価結果（認証評価結果）	
(1)	愛知淑徳大学	35
(2)	藍野大学	62
(3)	青森県立保健大学	79
(4)	愛媛県立医療技術大学	96

(5)	奥羽大学	111
(6)	神奈川大学	129
(7)	北里大学	164
(8)	岐阜聖徳学園大学	190
(9)	共愛学園前橋国際大学	211
(10)	京都外国語大学	226
(11)	京都産業大学	243
(12)	京都橘大学	278
(13)	国立音楽大学	301
(14)	皇學館大学	318
(15)	神戸海星女子学院大学	340
(16)	神戸市看護大学	355
(17)	神戸松蔭女子学院大学	373
(18)	神戸女子大学	391
(19)	静岡県立大学	413
(20)	順天堂大学	442
(21)	城西大学	465
(22)	城西国際大学	488
(23)	上智大学	515
(24)	情報セキュリティ大学院大学	552
(25)	昭和薬科大学	568
(26)	聖カタリナ大学	585
(27)	成蹊大学	600
(28)	聖心女子大学	627
(29)	聖マリアンナ医科大学	644
(30)	聖隷クリストファー大学	662
(31)	洗足学園音楽大学	685
(32)	高崎健康福祉大学	704
(33)	中央大学	721
(34)	つくば国際大学	759
(35)	東京歯科大学	774
(36)	東京慈恵会医科大学	793
(37)	東京女子大学	814
(38)	東京電機大学	835
(39)	東京都市大学	863
(40)	東北福祉大学	885

(41)	東洋英和女学院大学	904
(42)	常磐大学	923
(43)	豊田工業大学	947
(44)	長崎県立大学	966
(45)	名古屋外国語大学	990
(46)	日本赤十字看護大学	1009
(47)	ノートルダム清心女子大学	1027
(48)	白鷗大学	1045
(49)	広島市立大学	1066
(50)	福井県立大学	1088
(51)	藤女子大学	1112
(52)	宮崎公立大学	1131
(53)	明治学院大学	1147
(54)	明治薬科大学	1179
(55)	安田女子大学	1198
(56)	山形県立保健医療大学	1220
(57)	山梨英和大学	1236

## 2 再評価結果

(1)	身延山大学	1253
【付録1】	『2009（平成21）年度「大学評価」結果報告書』用語集	1259
【付録2】	「大学基準」およびその解説	1271
【付録3】	学士課程基準	1280
【付録4】	修士・博士課程基準	1288
【付録5】	専門職学位課程基準について	1297
【付録6】	「『大学基準』とその解説」と点検・評価項目	1316
【付録7】	各分科会が評価する点検・評価項目、 大学基礎データ項目	1345
【付録8】	大学評価における評定基準	1357
【付録9】	平成21年度大学評価 評価に際し留意すべき事項	1359
【付録10】	平成21年度大学財務評価 評価に際し留意すべき事項	1365

## I 2009（平成 21）年度「大学評価」の結果について

## ① 大学基準協会の大学評価

すでに触れましたように、本協会の大学評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（財団法人 大学基準協会寄附行為第3条）ことを目的として行われます。より具体的には、

- (1) 本協会が定める大学基準等に適合していることをもって、社会に対しその質を保証する
- (2) 評価結果の提示とその後の改善報告書の提出とその検討というアフターケアを通じて、当該大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を支援する

という目的のもと行っています。

特に、社会に対して保証する「大学の質」については、当該大学が自身の掲げる使命や目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムを持っていること、の2点を重視しています。

このため、いくつかの問題が認められるときには、本協会の定める大学基準に適合しているか否かの判断を保留し、その後の改善努力と成果を確認する場合があります。

大学評価における判定保留の期間は最長3年間とし、保留期間満了時までには、保留の原因等となった事項について改善報告書を提出することを要請しています。本協会は、報告書の提出を待って、改めて大学基準への適合についての判定を行います。

なお、本協会が2004（平成16）年に「認証評価機関」として文部科学大臣に認証されたことにより、本協会の大学評価を受けた大学は、学校教育法に基づく「認証評価」を受けたこととなります。

## ② 2009（平成21）年度 大学評価（認証評価）への申請大学

（大学名五十音順）

- （私立） 愛 知 淑 徳 大 学
- （私立） 藍 野 大 学
- （公立） 青 森 県 立 保 健 大 学
- （公立） 愛 媛 県 立 医 療 技 術 大 学
- （私立） 奥 羽 大 学
- （私立） 神 奈 川 大 学
- （私立） 北 里 大 学
- （私立） 岐 阜 聖 徳 学 園 大 学
- （私立） 共 愛 学 園 前 橋 国 際 大 学
- （私立） 京 都 外 国 語 大 学
- （私立） 京 都 産 業 大 学
- （私立） 京 都 橘 大 学
- （私立） 国 立 音 楽 大 学

(私立) 皇 學 館 大 学  
(私立) 神 戸 海 星 女 子 学 院 大 学  
(公立) 神 戸 市 看 護 大 学  
(私立) 神 戸 松 蔭 女 子 学 院 大 学  
(私立) 神 戸 女 子 大 学  
(公立) 静 岡 県 立 大 学  
(私立) 順 天 堂 大 学  
(私立) 城 西 大 学  
(私立) 城 西 国 際 大 学  
(私立) 上 智 大 学  
(私立) 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 大 学 院 大 学  
(私立) 昭 和 薬 科 大 学  
(私立) 聖 カ タ リ ナ 大 学  
(私立) 成 蹊 大 学  
(私立) 聖 心 女 子 大 学  
(私立) 聖 マ リ ア ン ナ 医 科 大 学  
(私立) 聖 隷 ク リ ス ト フ ェ ー 大 学  
(私立) 洗 足 学 園 音 楽 大 学  
(私立) 高 崎 健 康 福 祉 大 学  
(私立) 中 央 大 学  
(私立) つ く ば 国 際 大 学  
(私立) 東 京 歯 科 大 学  
(私立) 東 京 慈 恵 会 医 科 大 学  
(私立) 東 京 女 子 大 学  
(私立) 東 京 電 機 大 学  
(私立) 東 京 都 市 大 学  
(私立) 東 北 福 祉 大 学  
(私立) 東 洋 英 和 女 学 院 大 学  
(私立) 常 磐 大 学  
(私立) 豊 田 工 業 大 学  
(公立) 長 崎 県 立 大 学  
(私立) 名 古 屋 外 国 語 大 学  
(私立) 日 本 赤 十 字 看 護 大 学  
(私立) ノ ー ト ル ダ ム 清 心 女 子 大 学  
(私立) 白 鷗 大 学  
(公立) 広 島 市 立 大 学

(公立) 福 井 県 立 大 学  
(私立) 藤 女 子 大 学  
(公立) 宮 崎 公 立 大 学  
(私立) 明 治 学 院 大 学  
(私立) 明 治 薬 科 大 学  
(私立) 安 田 女 子 大 学  
(公立) 山 形 県 立 保 健 医 療 大 学  
(私立) 山 梨 英 和 大 学

### ③ 大学評価の組織体制

2009（平成 21）年度の大学評価においては、上記申請大学に対応して次のような組織体制を整え、具体的な審査・評価活動を行いました。

「大学評価」の中心となる大学評価委員会（委員 30 名、幹事 3 名、特別大学評価員 1 名）の下には、46 の大学評価分科会、11 の全学評価分科会、72 の専門評価分科会を設置し、延べ 487 名の委員と 3 名の幹事、1 名の特別大学評価員が評価にあたりました。大学評価委員は、本協会正会員校から推薦された候補者の中から、正会員の選挙によって選出された者、理事会の推薦による者、外部有識者から構成されています。また、幹事は、同委員会の正・副委員長の推薦やこれまでの幹事経験者から選出しており、全学評価分科会の運営を補佐するとともに、評価結果の原案を作成する役割を担っています。特別大学評価員は、本協会理事・監事からの推薦に基づき選出しており、幹事の役割に加えて事務局が行うような実務的役割も担っています。

また、大学財務評価分科会（主査・委員あわせて 12 名）を設置し、大学財務評価の指標や方法の検討を行うとともに、分科会の下部に 10 の部会を設け、そこで評価された内容の調整を行いました。具体的には公立大学（法人）については、申請 9 大学に対して国・公立大学部会（メンバーは主査・委員あわせて 5 名）を設置し、評価を行い、私立大学については、申請 48 大学を 9 グループに分け、それぞれ設置する学部の種類に対応して私立大学部会（メンバーは主査・委員あわせて 27 名）を設置し、分担して評価を行いました。

したがって、2009（平成 21）年度の大学評価は、延べ 561 名の委員と 3 名の幹事、1 名の特別大学評価員がかかわって行ったこととなります（大学評価の組織体制については【資料 1】、各委員会ならびに分科会、部会等の名簿については、【資料 2】参照）。

### ④ 大学評価の経過

#### (1) 書面による評価

上記分科会にかかわる委員は、評価者研修セミナーに参加した後、申請大学から提出された資料をもとに自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各分科会では、各委員の評価所見をもとに主査が作成あるいは委員が分担執筆した分科会報告

書（原案）をたたき台として書面による評価を行い、その結果を主査あるいは委員が分担執筆して分科会報告書（案）として取りまとめました。

## **(2) 大学評価における実地視察の実施**

各分科会における書面評価終了後に大学評価申請のあった 57 大学のすべてに対して実地視察を実施しました。

実地視察の目的は評価の正確さを期すことにあります。書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況などを実際に確認しました。また、各分科会の分科会報告書（案）をあらかじめ当該大学に提示し、実地視察の際に同案の記載内容についての確認の機会を設けました。あわせて学生インタビューや授業参観も行いました。これらにより実地視察の実効性を高めることに努めました。

## **(3) 大学評価委員会における評価結果（案）の作成**

実地視察等の結果を反映させようとして提出された各分科会の分科会報告書（最終版）をもとに、大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、委員会としての評価結果（委員会案）を作成しました。その後、同委員会案を当該大学に送付しました。

評価結果（委員会案）を受け取った大学は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。今年度は、大学評価申請 57 大学中 41 大学から意見申立がなされました。大学評価委員会では、申請大学から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行いました。

## **(4) 理事会、評議員会による評価結果の承認**

意見申立の手続きにより必要な修正を行った評価結果（最終案）については、2010（平成 22）年 2 月 19 日開催の理事会への報告の後、3 月 12 日開催の第 103 回評議員会と臨時理事会に諮りました。その結果、2009（平成 21）年度に大学評価を申請した 57 大学すべての大学の評価結果について承認を得、第 14 回の大学評価が終了しました。

なお、2009（平成 21）年度に大学評価を受けた大学の評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 各申請大学に対する評価結果」をご参照ください。

## **⑤ 大学評価結果の概要**

2009（平成 21）年度に大学評価（認証評価）を申請した 57 大学中、下記の 54 大学については大学基準に適合しているものとして認定しました。

### **(1) 大学評価（認証評価）の結果、大学基準への適合認定を行った大学**

（大学名五十音順）

（私立） 愛 知 淑 徳 大 学

(私立) 藍 野 大 学  
(公立) 青 森 県 立 保 健 大 学  
(公立) 愛 媛 県 立 医 療 技 術 大 学  
(私立) 奥 羽 大 学  
(私立) 神 奈 川 大 学  
(私立) 北 里 大 学  
(私立) 岐 阜 聖 徳 学 園 大 学  
(私立) 共 愛 学 園 前 橋 国 際 大 学  
(私立) 京 都 外 国 語 大 学  
(私立) 京 都 産 業 大 学  
(私立) 京 都 橘 大 学  
(私立) 国 立 音 楽 大 学  
(私立) 皇 學 館 大 学  
(私立) 神 戸 海 星 女 子 学 院 大 学  
(公立) 神 戸 市 看 護 大 学  
(私立) 神 戸 松 蔭 女 子 学 院 大 学  
(私立) 神 戸 女 子 大 学  
(公立) 静 岡 県 立 大 学  
(私立) 順 天 堂 大 学  
(私立) 城 西 大 学  
(私立) 上 智 大 学  
(私立) 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 大 学 院 大 学  
(私立) 昭 和 薬 科 大 学  
(私立) 聖 カ タ リ ナ 大 学  
(私立) 成 蹊 大 学  
(私立) 聖 心 女 子 大 学  
(私立) 聖 マ リ ア ン ナ 医 科 大 学  
(私立) 聖 隷 ク リ ス ト フ ァ ー 大 学  
(私立) 高 崎 健 康 福 祉 大 学  
(私立) 中 央 大 学  
(私立) 東 京 歯 科 大 学  
(私立) 東 京 慈 恵 会 医 科 大 学  
(私立) 東 京 女 子 大 学  
(私立) 東 京 電 機 大 学  
(私立) 東 京 都 市 大 学  
(私立) 東 北 福 祉 大 学

(私立) 東洋英和女学院大学  
(私立) 常磐大学  
(私立) 豊田工業大学  
(公立) 長崎県立大学  
(私立) 名古屋外国語大学  
(私立) 日本赤十字看護大学  
(私立) ノートルダム清心女子大学  
(私立) 白鷗大学  
(公立) 広島市立大学  
(公立) 福井県立大学  
(私立) 藤女子大学  
(公立) 宮崎公立大学  
(私立) 明治学院大学  
(私立) 明治薬科大学  
(私立) 安田女子大学  
(公立) 山形県立保健医療大学  
(私立) 山梨英和大学

## **(2) 大学基準への適合認定を行った大学に対する提言**

以上の 54 大学には、それぞれの一層の改善充実のため、本協会として「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」等の提言を付しています。

「長所として特記すべき事項」を付した大学は 51 大学、「勧告」を付した大学は 20 大学、「助言」を付した大学は 54 大学となりました。各指摘は、それぞれの大学からの申請資料に基づく書面評価や実地視察の結果に加え、前述の意見申立の手続き等による当該大学からの意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

「勧告」や「助言」を付された大学は、それぞれの指摘にかかわる改善状況について、改善報告書を取りまとめ、原則として 2013（平成 25）年 7 月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

## **(3) 大学評価（認証評価）の結果、保留とした大学に対する提言**

一方、2009（平成 21）年度に大学評価を申請した 57 大学中 3 大学（城西国際大学、洗足学園音楽大学、つくば国際大学）については、いくつかの点で問題があるため、本協会の定める大学基準に適合しているか否かの判断を保留することとしました。

判断を保留した大学に対しては、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」などで構成される「大学に対する提言」を付すとともに、2012（平成 24）年 6 月末までに、それらの提言を踏まえた改善結果を報告するよう要請しました。

## ⑥ 改善報告書、完成報告書について

前述のとおり、本協会では、大学評価の結果、大学基準に適合している旨の認定を受けた大学に対して、必要に応じて「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」を付しています。「勧告」を付された大学は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「助言」を付された大学は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「勧告」もしくは「助言」が付された大学は、それらの事項について本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の大学評価の特色のひとつであり、大学評価を一過性のものに終わらせず、新たな改革へとつなげるための重要なシステムです。

2009（平成 21）年度大学評価において「勧告」を付した 20 大学、「助言」を付した 54 大学については、2013（平成 25）年 7 月末までに、それぞれ改善報告書を本協会宛に提出することになります。

なお、2009（平成 21）年度の大学評価申請にあたり、申請資格充足年度（完成年度を経てさらに 1 年）を経ていなかった学部・研究科については、当該学部・研究科が完成を経た状況を、改善報告書提出時に、「完成報告書」として提出することになります。

## ⑦ 2009（平成 21）年度 再評価大学

（私立） 身 延 山 大 学

## ⑧ 再評価の経過

### (1) 書面による評価ならびに大学評価委員会における再評価結果（案）の作成

本協会では、2006（平成 18）年度の加盟判定審査ならびに認証評価において判定を保留した上記 1 大学に対し、2009（平成 21）年 6 月末までに、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」などで構成される「大学に対する提言」を踏まえた改善結果を報告するよう要請しました。これを受けて、当該大学から改善報告書が提出され、大学評価委員会は、この改善報告書について慎重に審議し、再評価結果（委員会案）を作成しました。その後、同委員会案を当該大学に送付しました。

再評価結果（委員会案）を受け取った大学は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。それに基づき当該大学から意見申立がなされ、大学評価委員会において、大学から提出された資料をもとに事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行いました。

### (2) 理事会、評議員会による評価結果の承認

意見申立の手続きにより必要な修正を行った再評価結果（案）については、2010（平成 22）年 2 月 19 日開催の理事会への報告の後、3 月 12 日開催の第 103 回評議員会と

臨時理事会に諮りました。その結果、2009（平成 21）年度に再評価を行った 1 大学の評価結果は承認されました。

なお、2009（平成 21）年度に再評価を受けた大学の再評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 各申請大学に対する再評価結果」をご参照ください。

## ⑨ 再評価結果の概要

### (1) 再評価の結果、大学基準に適合していないと判定した大学

身延山大学については、「学生の受け入れ」「財務」の点で問題があるため、本協会の定める大学基準に適合していないと判定することとしました。

## ⑩ 追評価について

本協会の大学評価の結果、大学基準に適合していないと判定された大学は、その判定に至った問題事項を対象とする追評価を申請することができます。追評価申請に際して、申請大学は不適合判定の問題事項に対する追評価改善報告書を本協会に提出し、これを受けて本協会は、大学評価委員会において評価のうえ、改めて適合または不適合の判定を行います。なお、追評価の申請は、大学評価を受けた翌年度または翌々年度に限られています。また、追評価の結果、大学基準に適合していないと判定された大学が、改めて追評価を申請することはできません。

## ⑪ 大学基準協会の評価の充実に向けて

多角的な大学評価システムが誕生しつつある中、2004（平成 16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透明性・公正性の高い「第三者評価機関」として中心的な役割を果たすべく、大学評価システムの改善・充実に取り組んでいます。例えば、評価基準の体系化、書面評価の方法や実地視察の充実をはじめとする評価プロセスの改善など、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える大学評価を発展させる努力を行ってまいります。何とぞご支援いただきますようお願いいたします。